

地震災害対策編

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 推進計画の目的
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 第4章 防災訓練
- 第5章 地震防災上必要な教育及び広報

第1章 推進計画の目的

第1節 推進計画の目的

第2節 本市の位置づけ

第1章 推進計画の目的

第1節 推進計画の目的

第2節 本市の位置づけ

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震発生時の円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、地震災害対策編第1部から第3部によるものとする。

第2節 本市の位置づけ

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域に該当する。

地域	該当市町村
南海トラフ地震対策推進地域 (南海トラフ特措法第3条第1項)	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町
津波避難対策特別強化地域 (南海トラフ特措法第10条第1項)	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第3節 帰宅困難者への対応

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第3節 帰宅困難者への対応

第1節 資機材、人員等の配備手配

(救援班・土木対策班)

市は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第8節 自衛隊災害派遣要請計画、第7節 広域応援要請計画】によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第11節 帰宅困難者対策計画】によるものとする。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 災害発生時の被害軽減計画

第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画

第1節 災害発生時の被害軽減計画

(土木対策班・水道対策班・文教対策班)

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

市は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

1. 住宅の耐震診断、耐震改修の推進

2. 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進

- 1) 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
- 2) 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化

3. 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画

(土木対策班・物資受入・輸送班・消防班)

市は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

1. 指定避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、指定避難場所、指定避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。

2. 避難路の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。

3. 消防用施設の整備

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。

4. 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。

5. 通信施設の整備

市は、地震防災応急対策を実施するために、通信設備の多重化を検討する。

第4章 防災訓練

市は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。
その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第5章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。